札幌社保協 FAXニュース

２００７年　３月　２日(木)
社保協事務局　発行
TEL823-0867　Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

３月の国保・介護110番は２９日(木)です

負担増に負けないぞ！

確定申告をしましょう！
介護認定を受けていたら、障害者控除認定を活用しましょう！

確定申告をしたら、負担が減る場合が多い

年金が少ないから申告しなくてもいいと思っている方～年金から各種控除を引くとマイナスの場合は、もちろん必要ありませんが、年金生活者も確定申告で負担軽減になることも多いのです。

例えば年金の源泉徴収では、天引きされる介護保険料は控除されていますが、自分で納める国保料は控除になっていません。それ以外にも医療費控除や生保・損保保険控除などがあれば、戻る税金の額が違ってきます。確定申告で所得税が安くなれば、住民税も違ってきますので、ぜひやってみましょう。

控除額はどのくらい？

	所得税	住民税
障害者控除(本人、配偶者、扶養親族)	27万円	26万円
特別障害者控除(同上)	40万円	30万円

特別障害者は障害の重い方です。
●認定証の発行は、各区役所の保健福祉サービス課（給付事務係）で申請をして下さい。家族や代理人(委任状が必要)でもできます。

要介護認定を受けている人の障害者控除は手続きは簡単です

要介護認定を受けている方は、申請すると「障害者控除対象者認定証」を区役所で発行され、障害者としての控除を受けられます（左表）。

本人だけでなく、配偶者や扶養家族に対象者がいたら、控除申告ができます。要支援1･2の認定の人も申請でき、認定される場合があります。

障害者として認定されるので、所得125万円以下は住民税非課税に！

６５歳以上の住民税非課税限度額（所得125万円以下）は廃止されましたが、障害者は有効です。公的年金控除120万円や社会保険料控除などを考えると、260万円前後の年金収入でもこの制度で非課税になりやすいので、ぜひ申請を。非課税世帯になると、国保・介護保険料や医療・福祉サービスで様々な減免対象になります。

市も制度の通知を実施検討

札幌社保協で2月に制度の周知を申し入れていましたが、2月の市議会で共産党伊藤市議の質問に、「要介護認定を通知する際に障害者控除の説明を記載するなどの方法により、周知を図る方向で検討」と答えました。

3.13 重税反対統一行動に参加しましょう！

主催団体など	日程	時間	会　場	その他
札幌中部民商	3月13日(火)	13:50～15:00	教育文化会館	
札幌東部民商	3月13日(火)	13:30～14:30	白石区民センターホール	
札幌北部民商	3月13日(火)	9:30～11:00	北区民センターホール	11:00～北税務署までデモ行進
札幌西民商	3月13日(火)	13:00～15:00	ちえりあ6階講堂	13時～記念講演、14時～決起集会
道生活と健康を守る会	3月13日(火)	9:30～12:00	市民会館2階1号室	
厚別区守る会	3月13日(火)	13:30～15:30	厚別区民センターホール	